

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社 大窪建設
福井県福井市福1-2616

2. 指名停止措置期間

平成25年10月8日から平成26年1月7日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要：

株式会社 大窪建設は、平成25年5月29日付けで近畿中国森林管理局 広島森林管理署長と契約した「花荃山国有林外森林整備事業」において、事業完成不能届を提出し、契約解除を申し出たため、事業期間内に事業を完了する見込みがないとして、平成25年8月30日 契約解除に至った。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
（不正又は不誠実な行為）
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経 理 課 長 三 上 均 電 話 018-836-2070